

## 平成音楽大学研究活動上の不正行為防止規程

## 第1条 総則

## (目的)

第1条 この規程は、下記のガイドラインに基づき、平成音楽大学（以下、「本学」という。）における、研究活動の信頼性と公平性並びに研究費使用の公正性を確保するために、必要な事項を定める。

- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）（以下、「研究活動ガイドライン」という。）
- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文科科学大臣決定 平成26年2月18日改正）（以下、「研究費ガイドライン」という。）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日文科科学省・厚生労働省告示 平成29年2月28日改正）（以下、「人の研究ガイドライン」という。）

## (定義)

第2条 この規程において、下表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれの行の右欄に定めるところによる。

用語	定義
研究活動	研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価、研究費の確保と使用に至るすべての過程における行為
研究者	本学の教職員で研究を行う者及び本学において研究に従事する外部の研究者等。学生、研究生等が研究にかかわる場合も、研究者に準ずる者として取り扱い、この規程の対象とする。
研究費	本学が支給する研究費及び競争的資金等
競争的資金等	文科科学省又は文科科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
直接経費	競争的資金等のうち、研究の遂行に直接必要な経費
間接経費	競争的資金等のうち、研究の実施に伴う管理等に必要な経費として配分機関から支給される経費
配分機関	競争的資金等を配分する公的機関
配分機関等	競争的資金等、基盤的経費その他の文科科学省の予算の配分または措置をする機関
ねつ造	存在しないデータ、研究成果等を作成すること
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工すること
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、用語等を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
二重投稿	印刷物、電子媒体を問わず、既に出版された、又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること
不適切なオーサーシップ	論文著作者が適正に公表されないこと

利益相反行為	研究者の個人的利益又は共同研究等での開発若しくは連携先等相手組織等への責務が、本学の研究者としての責務又は本学の利益に反する研究上の行為となること
研究活動上の不正行為	①故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用 ②上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、第2章に示す倫理規範からの逸脱の程度が甚だしいもの
競争的資金等の不正使用	故意または重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用
人を対象とする医学系研究	人（飼料・情報を含む。）を対象として、傷病の原因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動

## 第2条 倫理規範

### （研究者の倫理規範）

第3条 研究者は、研究を行うに当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重すること。
- (2) 国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の規程を遵守すること。
- (3) 他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めること。
- (4) 共同研究者、研究協力者及び研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重すること。
- (5) 学生が共に研究活動に関わるとき、または卒業研究等学生に研究させるときは、この規程を踏まえて指導するとともに、不当な取扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をすること。
- (6) 自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。
- (7) 過去に公表された研究業績の把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性及び新規性を確認すること。
- (8) 研究費の源泉が、学生納付金や国民の税金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用・管理に努めること。

### （事前の説明と同意）

第4条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行うときは、提供者に対して、その目的、収集方法を分かりやすく説明し、事前に提供者の同意を得なければならない。この場合において、提供者が18歳未満の場合及び提供者に同意の可否を判断する能力がないと思料されるときは、提供者の代理人となる保護者等から同意を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究者は、研究目的を協力者に事前に告げることが研究の遂行に支障があるときは、調査及び実験等への協力終了後に協力者に対しその説明を行い、同意を得なければならない。
- 3 他の組織、団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けるときも、第1項前段の規定に準じて行うものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、無記名式の調査票等により匿名化して個人情報及びデータを収集するときは、調査の回答をもって同意を得たものとみなすことができる。
- 5 研究者は、研究が第2条に定義する人を対象とする医学系研究に該当するかどうかを吟味し、該当すると判断したときは、事前に実施計画の倫理面の審査を学長に申請するものとし、不許可のときは研究を断念しなければならない。許可されたときは、学術研究委員会の管理のもとで、人の研究ガイドラインを遵守して研究を行なうものとする。

(個人情報の保護)

- 第5条 研究者は、研究のために収集した資料・情報・データ等のうち、個人を特定できるものについては、個人が特定できないように処理し、厳重に管理するとともに、正当な理由なくこれらを他に漏らしてはならない。
- 2 組織、団体等から提供を受けた資料・情報・データ等についても前項に順ずるものとする。

(データ等の管理)

- 第6条 研究者は、研究のために収集又は作成した資料（観察・実験ノートを含む。）、情報及びデータ等の滅失、漏えい及び改ざん等を防ぐための適切な措置を講じるとともに、事後の検証に依り得るように、当該資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(安全管理)

- 第7条 研究者は、研究において研究装置・機器等及び材料・薬品等を使用するときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、最終処理まで含め、責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果の公表)

- 第8条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、当該研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。
- 2 研究成果の公表における不正な行為は、本学及び本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップを絶対にしてはならない。
  - 3 研究成果の公表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされるおそれがあり、研究者は適切な引用、誤解のない完全な引用及び真摯な表現をしなければならない。
  - 4 研究成果の公表に際しては、先行研究に十分な注意を払い、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

## (利益相反行為の禁止)

第9条 研究者は、平成音楽大学利益相反マネジメントポリシーを尊重するものとし、次に掲げる利益相反行為に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 研究者が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為
- (2) 研究者が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為

## (研究費の取扱い)

第10条 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

- 2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令、配分機関の規程及び本学の規程等を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の不正使用を行ってはならない。
- 4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

## (他者の業績評価)

第11条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密はこれを保持しなければならない。

## (事務職員の責務)

第12条 競争的資金等による研究費の管理を担当する事務職員は、税金を財源とする競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援することを目指した事務を担う立場にあるとの認識を持ち、事務処理を遂行しなければならない。

## 第3章 体制と施策

## (運営・管理体制)

第13条 本学における研究活動を適正に運営・管理するとともに、不正行為を防止するに当たっての責任と権限の体系を明確化するため、次に定める者を置く。

役割	定義	担当
最高管理責任者	大学全体を統括する権限を持ち、研究活動の運営・管理について最終責任を負う	学長
統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ	学部長

コンプライアンス推進責任者	研究費の不正行為の防止及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ	法人局長
研究倫理教育責任者	研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ	学術研究委員長
監査担当者	競争的資金等の内部監査を担当する	学長が指名

## (委員会)

第14条 研究活動上の不正防止に関する具体的な施策等は、学術研究委員会において扱うこととする。

2 学術研究委員会は、以下の各号の活動を行い、学部長（統括管理責任者）及び学長（最高管理責任者）に報告し、またそれらの指示を受けるものとする。

- (1) 研究者に対する研究活動の適正化のための広報及び研修等の企画及び実施
- (2) 研究費不正防止計画の策定及び実施
- (3) 人を対象とする医学系研究を人の研究ガイドラインに従って適切に管理すること
- (4) その他研究活動における不正行為の防止に関すること

## (研究者及び事務職員の意識向上)

第15条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等に関わる研究者及び事務職員の意識向上を図るため、不正行為防止のためのコンプライアンス教育を実施し、受講者に誓約書の提出を求めるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、すべての研究者の研究倫理に関する意識向上のための教育を定期的実施するものとする。

## 第4章 競争的資金等の運営・管理

## (適用範囲)

第16条 本章は、第2条に定義する競争的資金等に対して適用する。本章に定めのない事項については、経理規程及び研究費ガイドラインによる。

2 前項に該当しない研究費の管理・運営は、経理規程による。

## (競争的資金等の経理事務)

第17条 学長は、研究者に交付された競争的資金等の経理事務を事務局長に委任する。

2 事務局長は、前項の規定により委任された競争的資金等を、適切な名義で銀行に預金し、出納保管するものとする。

## (競争的資金等の相談窓口)

第17条の2 本学における競争的資金等による研究費に係る事務処理手続に関する大学内外からの相談窓口を事務局長とする。

## (間接経費の譲渡)

第18条 競争的資金等の間接経費の交付を受けた研究者は、当該間接経費を本学に譲渡しなければならない。

- 2 間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に異動した場合には、異動先の研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合を除き、学長は、直接経費の残額の30パーセントに相当する額の間接経費を当該研究者に返還しなければならない。

(物品の購入等の契約及び検収等)

- 第19条 競争的資金等により物品の購入その他の契約（修理、委託等を含む。以下「購入契約等」と総称する。）を行う場合には、庶務課長において発注を行うものとする。ただし、総額10万円未満の購入契約等を行うときは、研究者において発注を行うことができるものとする。
- 2 研究者は、競争的資金等により総額10万円以上の購入契約等を行う場合には、予め庶務課長に協議しなければならない。
  - 3 競争的資金等による購入契約等を行う場合の検収、完了検査等の履行確認は、総額20万円以上の購入契約等の場合にあつては庶務課担当者又は庶務課長が指定した者が行うものとする。

(業者からの誓約書)

- 第19条の2 1年間の購入金額が100万円を超える業者からは、本規程を遵守し不正に関与しないこと、内部監査に協力すること、不正が認められたときは取引停止を含むいかなる処分が講じられても異存がないこと、並びに研究者等から不正な行為の依頼等があつたときは通報することの誓約書を徴求するものとする。

(物品等の寄附)

- 第20条 競争的資金等の交付を受けた研究者は、競争的資金等により購入した設備、備品又は図書（以下「物品等」という。）を、購入後直ちに本学に寄附しなければならない。ただし、直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合であつて、当該研究者が寄附の延期について国等の承認を得た場合にあつては、当該寄附が延期された時期に、また、直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に寄附するものとする。
- 2 前項の規程に基づき寄附を行った研究者が他の研究機関に異動した場合において、当該研究者が寄附を行った物品等の返還を求めたときは、理事長は、当該研究者にその物品等を返還しなければならない。
  - 3 他の研究機関から本学に転入した研究者は、当該研究機関において競争的資金等により購入した物品等を引き続き使用する場合には、当該物品等を本学に寄附しなければならない。
  - 4 研究者が研究のため使用中の物品等は、当該研究者が保管責任を有するものとする。
  - 5 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示して適切に管理しなければならない。

(研究協力者の雇用等)

- 第21条 研究者は、競争的資金等による研究を推進するために必要があるときは、研究協力者を雇用することができる。
- 2 前項の規定により雇用された研究協力者については、当該競争的資金等による研究遂

行に係る業務のみに従事させなければならない。

(費目の額の変更)

第22条 研究者は、競争的資金等の総額の範囲内において研究計画の各費目の額を変更しようとするときは、予め統括管理責任者の承認を受けるものとする。ただし、当初計画額の50%以内の変更の場合はこの限りでない。

(使用の制限)

第23条 統括管理責任者は、競争的資金等の交付の目的に照らし、支出することが適当でない判断したときは、その支払いを保留し、関係書類を研究者に返却するものとする。

(モニタリング)

第24条 統括管理責任者は、競争的資金等の予算使用状況についても学園会計に準じてモニタリングするものとする。

(内部監査)

第25条 競争的資金等の内部監査は、最高管理責任者の指名を受けた者が担当する。

2 内部監査担当者は、年1回以上、競争的資金等の事務処理状況及び購入した備品等の実査を含む監査を行い、監査報告書を統括管理責任者及び最高管理責任者に提出しなければならない。

## 第5章 不正行為への対応

(適用範囲)

第25条の2 本章は、第2条に定義する研究活動上の不正行為及び競争的資金等の不正使用（以下この章において「不正行為」という。）に対して適用する。本章に定めのない事項については、研究活動ガイドライン又は研究費ガイドライン並びに本学園の他の規程による。

2 前項に該当しない不正行為への対応については、本学園の他の規程による。

(不正行為の通報の取扱)

第26条 不正行為の疑いに関する大学内外からの通報については、以下の各条に定めることからのほか、平成音楽大学公益通報規程及び第1条に掲げるガイドラインによるものとする。

(不正行為通報窓口)

第27条 不正行為の疑いに関する通報窓口を運営委員会とする。学外からの通報は事務局長が電話又はメールで受け付けるものとする。

(不正行為の通報)

第28条 前条の通報は、原則として顕名により行われるものとし、被通報者名、不正使用の態様、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内容によっては顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

- 2 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取扱は行わない。
- 3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（不正行為の情報への対応）

第29条 第27条によって不正行為に関する通報を受けた者は、内容を確認した上で、速やかに学長（最高管理責任者）に報告しなければならない。

- 2 学長は、通報に相当の理由があるときはこれを受理し、その理由がないときはこれを受理しない旨の決定を行う。

（予備調査）

第30条 学長は、通報を受理したときは、速やかにその事案に最も適した教職員を指名して調査委員会を設置し、予備調査を指示する。

- 2 調査委員会は、予備調査において、通報者に対し本規程第2章の規定に違反する事実があると思料する根拠の説明や関連資料の提出を求めることができる。
- 4 調査委員会は、通報を受け付けた日から原則として30日以内に予備調査の結果を学長に報告するものとする。
- 5 調査の報告を受けた学長は、直ちに本調査を実施するかどうかを決定し、その決定を書面により通報者に通知する。

（本調査）

第31条 学長は、本調査を決定したときは、原則として30日以内に本調査を開始するよう指示する。

- 2 本調査においては、調査委員の半数以上を学外の有識者で構成するようしなければならない。またすべての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 通報者及び被通報者は、調査委員の選定に異議があるときは、7日以内に学長に異議申し立てをすることができる。
- 4 調査委員会は、原則として調査開始後150日以内に調査を完了するものとする。

（秘密保持）

第32条 調査に関わる者は、調査結果の公表までは、通報者や被通報者の意に反して調査関係者や配分機関等以外に情報を漏えいしてはならない。

（調査の方法等）

第33条 調査委員会が調査を実施する場合の調査方法等については、第1条に掲げるガイドラインの定めによるもののほか、調査委員会が別に定める調査手続により行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査に際して、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。



(証拠保全等)

第34条 調査委員会が調査を実施するにあたり、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料を入手することが困難であると認めるとき又は事実の適正な認定に必要な資料が隠滅される恐れがあると認めるときは、次の措置を命ずることができる。

- (1) 被通報者に対し、調査対象となる場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること。
- (2) 被通報者の机やパソコン等を封鎖すること。
- (3) 調査対象となる研究活動に係る研究費の支出を一時停止すること。

(認定と報告)

第35条 調査委員会は、調査終了後、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、関与者及びその関与の度合い、当該研究活動に係る論文等の各著者の役割等について認定するものとする。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその内容を、文書をもって学長に報告する。

(処置等)

第36条 学長は、前条の報告を受けたときは必要な処置を決定するとともに、調査結果を速やかに通報者及び被通報者並びに運営委員に通知するものとする。

(不服申立て)

第37条 不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第31条第2項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。

(再調査)

- 第38条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
  - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(公表)

- 第39条 学長は、この事案が不正行為不正行為に該当するときは、その事実を学外に公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
  - 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
  - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
  - 6 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・

手順等を公表する。

(配分機関等への報告等)

第40条 学長は、研究活動における不正行為の疑惑が生じた事案について、次に掲げる過程において、配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

- (1) 本調査を行うことを決定したとき
  - (2) 本調査の結果を通報者及び被通報者に通知するとき
  - (3) 第37条による不服申し立てがあったとき
  - (4) 前号の申し立ての却下や再調査開始の決定をしたとき
  - (5) 前号に基づく再調査の後、先の調査結果を覆すか否かを決定し、通報者及び被通報者に通知するとき
  - (6) 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申し立てがあったとき
  - (7) 前号に基づく再調査の後、その再調査の結果を通報者及び被通報者に通知するとき
  - (8) 通報を受けてから210日を経過しても調査が終了しないとき（中間報告）
  - (9) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたとき
  - (10) 第46条による処分を実施したとき
  - (11) 第47条による是正措置を実施したとき
- 2 配分機関等から求められた場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 3 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

## 第6章 措置及び処分

(適用範囲)

第41条 本章は、第2条に定義する研究活動上の不正行為及び競争的資金等の不正使用（以下この章において「不正行為」という。）に対して適用する。本章に定めのない事項については、研究活動ガイドライン又は研究費ガイドライン並びに本学園の他の規程による。

- 2 前項に該当しない不正行為への対応については、本学園の他の規程による。

(本調査中における一時的措置)

第42条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第43条 学長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第44条 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第45条 学長は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第46条 学長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則又は学則に従って、処分を課すものとする。

(是正措置等)

第47条 調査委員会は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

(不正な業者の排除)

第48条 統括管理責任者は、研究費の使用に関して不正な取引があったときは、その不正取引に意図的に関与した業者を一定期間取引停止に処することができる。

## 第6章 雑則

(規程の改正)

第49条 本規程の改正は、教授会の議を経て学長が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年12月1日から施行する。